

平成31年度土佐れいほく博広報等委託業務仕様書

1 業務の目的

2019年7月7日から開幕する地域博覧会「土佐れいほく博」の認知度向上及び嶺北地域への誘客促進を図るため、メディアを効果的に活用して幅広くPRする。

2 基本的な考え方

多種多様なメディアを活用してメリハリをつけて工夫するなど効果的に行うことで、県内を中心とした中四国地域及び関西地域を対象に広報を実施し、博覧会の認知度向上と幅広い層による嶺北地域への誘客促進を行う。

3 業務内容

(1) メディアを活用した広報

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、IT、SNSなどで、博覧会開催の周知と併せ、イベントの開催告知や嶺北地域の魅力をPRするための広告掲載等を行う。
- ② 土佐れいほく博のホームページやSNS等との効果的な連動も検討すること。
- ③ 開催告知を行うイベントは、別紙のとおり想定しています。
- ④ 実施する時期は、博覧会開催期間中（平成31年7月7日～12月25日）の誘客につながるよう、メリハリをつけて効果的に行うこととします。
- ⑤ 対象エリアは、主に県内を中心とした中四国及び関西地域を想定していますが、専門誌への掲載などで他地域も対象エリアとなることについては支障ありません。

(2) 広報ツールの作成等

- ① ノベルティグッズ
 - ・別途作成中のオリジナルキャラクターを活用したキーホルダーの製作を想定しています。
 - ・製作する数量は2,000個以上とします。
- ② 着ぐるみ
 - ・別途作成中のオリジナルキャラクターの着ぐるみの製作。
 - ・製作する数量は1体を想定。
- ③ 広報ツールの活用方法等
 - ・上記①②の広報ツールの効果的な活用方法や使用シーンをイメージできる広報戦術の作成を想定。

(3) その他独自提案

- ・ほかに、見積限度額の範囲内で、博覧会の認知度向上等誘客促進を図ることができる効果的な広報施策を提案する。

4 履行期間

契約締結の日から平成31年12月31日まで

5 著作権等について

作成する成果物に関しての著作権等の知的財産については、すべて発注者に帰属するものとする。また、既に著作権を有する著作物等については、著作権者等の使用の許可を得ること。

6 その他

- (1) 提案企画の内容をそのまま実施することを約束するものではない。本委託業務を実施するに際して、協議会と十分協議及び調整を行ったうえで実施すること。
- (2) 受託者は、協議会との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項については別途協議する。